



市民・事業者に幅広く届く支援

重点支援地方交付金で現金給付と水道基本料等減免など

1月27日に開かれた市議会緊急議会で、国の重点支援地方交付金を活用して、市民一人当たり4,000円の現金給付と水道料金の基本料金等8か月分の減免、水道料金の福祉減免制度対象世帯へ1世帯当たり3,000円の現金給付に係る補正予算が可決された。市は重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を幅広く効果的に支援するため水道料金の基本料金等の減免と、用途を限定せず迅速に市民の手元に届く現金給付を市の独自支援として実施する。水道基本料等減免は5月検針分から減免を始め、給付金は4月から支給に係る書類の発送を開始し5月から順次振込を行っていく予定で、申請手続きや給付時期などの詳細は決定次第、市ホームページや広報ひらかたでお知らせする。伏見隆市長は「可能な限り早期に物価高騰の影響を受けている市民や事業者へ支援を行えるよう、市議会の協力のもと緊急議会を開催し、補正予算を可決いただいた。今後、皆様にできるだけ早く支援をお届けできるように引き続き全力で取組を進める。」と話した。

＜物価高騰対策事業概要＞

①水道料金の基本料金等の減免

令和8年度の基本料金等を計8か月分減免（一般家庭で6,088円の減免）

②食料品等の物価高騰に対する支援

市民1人あたり4,000円を支給

③水道料金の福祉減免制度対象世帯への支援

対象の1世帯当たり3,000円を支給

※参考

【モデルケース1】

夫婦及びこども2人の4人世帯の場合

①で約6,000円の減免

②で4,000円×4人で16,000円の現金支給

世帯全体で、約22,000円の負担軽減

【モデルケース2】

夫婦だけの2人世帯の場合

①で約6,000円の減免

②で4,000円×2人で8,000円の現金支給

世帯全体で、約14,000円の負担軽減

＜問い合わせ＞

物価高騰対策事業の全般に関すること

総合政策部 企画課 ☎: 072-841-1254 FAX: 072-841-3039

水道料金の基本料金等の減免に関すること

上下水道部 上下水道財務課 ☎: 072-848-5517 FAX: 072-898-7760

食料品等の物価高騰に対する支援に関すること

健康福祉部 臨時給付金課 ☎: 072-841-1221 (代表) FAX: 072-841-2500